

点検報告書（第 2 期・平成 28 年度版） 総括案抜粋

平成 28 年度版（案）	平成 27 年度版	変更内容等
<p>全体の総括</p> <p>施策の点検・評価の役割を担う県民会議では、事業の進捗状況、モニタリング調査結果、県民視点からの事業モニターや県民フォーラムの意見などを踏まえて多面的な評価を行った。この評価結果を参照しながら事業の実施状況を見ると、事業評価の仕組みが機能し、概ね適切に事業が進められていると評価できる。</p> <p>第 2 期 5 か年計画における平成 28 年度の実績及びこれまで 5 年間の事業進捗状況は、森林関係事業については、荒廃が進んでいた私有林で重点的に整備を行うとともに、丹沢大山地域でのシカ管理や土壌流出防止対策、溪畔林整備、ブナ林再生のための調査研究など、様々な取組を進め、全体としては計画通りに進捗した。この結果、下層植生が回復し、土壌保全が図られるなどの成果が出てきており、概ね順調に進められていると評価できる。今後は、これまで重点的に取り組んできた私有林整備に加えて、高標高域の県有林等も含め、森林全体を見据えた総合的な観点から、<u>シカ管理と森林整備、土壌保全対策を組み合わせて対策を推進すべきである。</u></p> <p><u>なお、第 3 期計画では、こうした課題を踏まえて、県内水源地域の森林全体において、水源かん養など森林が持つ公益的機能を維持するための長期的な視点に立った取組を進めるとしており、今後の事業展開に期待したい。</u></p> <p>水関係事業については、河川・水路の自然浄化対策、地下水の保全対策、県内ダム集水域における公共下水道や合併処理浄化槽整備などを着実に進めてきた結果、河川の自然環境の改善や生活排水処理の進展など、一定の成果が見られている。河川や地下水の保全・再生に関しては概ね計画通りに進捗しているが、水源環境への負荷軽減（県内ダム集水域における公共下水道及び合併処理浄化槽の整備促進）に関しては、市町と連携して、より一層の整備促進を図る必要がある。</p> <p><u>なお、第 3 期計画では、こうした課題を踏まえて、水源河川流域全体において水源環境への負荷軽減を進めるための見直しを行うとしており、今後の事業展開に期待したい。</u></p> <p>また、第 2 期からの新たな取組として、森林組合等が行う長期施業受委託による水源林の公的管理・支援や丹沢大山地域におけるワイルドライフ・レンジャーによるシカ管理捕獲、山梨県との共同事業など、第 1 期 5 年間の取組や課題を踏まえた事業を始め、<u>それぞれ一定の成果が出てきている。</u></p> <p><u>なお、第 3 期計画でも新たな課題に対応して取組の見直しを図るとされており、今後の事業展開に期待したい。</u></p> <p>水源環境保全・再生事業のあり方として、気候変動による災害頻発への懸念や台風等による災害の発生状況を踏まえ、森林の生育基盤である土壌の保全を図っていくことや、水の十分な管理や水質保持の観点から水と土砂を一体のものとして施策を考えていくことが重要な課題であり、その観点からも県の関係部署において一層の連携を図</p>	<p>全体の総括</p> <p>施策の点検・評価の役割を担う県民会議では、事業の進捗状況、モニタリング調査結果、県民視点からの事業モニターや県民フォーラムの意見などを踏まえて多面的な評価を行った。この評価結果を参照しながら事業の実施状況を見ると、事業評価の仕組みが機能し、概ね適切に事業が進められていると評価できる。</p> <p>第 2 期 5 か年計画における平成 27 年度の実績及びこれまで 4 年間の事業進捗状況は、森林関係事業については、荒廃が進んでいた私有林で重点的に整備を行うとともに、丹沢大山地域でのシカ管理や土壌流出防止対策、溪畔林整備、ブナ林再生のための調査研究など、様々な取組を進め、全体としては計画通りに進捗している。この結果、下層植生が回復し、土壌保全が図られるなどの成果が出てきており、概ね順調に進められていると評価できる。今後は、これまで重点的に取り組んできた私有林整備に加えて、高標高域の県有林等も含め、森林全体を見据えた総合的な観点から対策を推進すべきである。</p> <p>水関係事業については、河川・水路の自然浄化対策、地下水の保全対策、県内ダム集水域における公共下水道や合併処理浄化槽整備などを着実に進めてきた結果、河川の自然環境の改善や生活排水処理の進展など、一定の成果が見られている。河川や地下水の保全・再生に関しては概ね計画通りに進捗しているが、水源環境への負荷軽減（県内ダム集水域における公共下水道及び合併処理浄化槽の整備促進）に関しては、市町と連携して、より一層の整備促進を図る必要がある。</p> <p>また、第 2 期からの新たな取組として、森林組合等が行う長期施業受委託による水源林の公的管理・支援や丹沢大山地域におけるワイルドライフ・レンジャーによるシカ管理捕獲、山梨県との共同事業など、第 1 期 5 年間の取組や課題を踏まえた事業を始めたことは評価できる。今後も、これらの事業を含めた関連事業を着実に実施していくことが必要である。</p> <p>水源環境保全・再生事業のあり方として、気候変動による災害頻発への懸念や台風等による災害の発生状況を踏まえ、森林の生育基盤である土壌の保全を図っていくことや、水の十分な管理や水質保持の観点から水と土砂を一体のものとして施策を考えていくことが重要な課題であり、その観点からも県の関係部署において一層の連携を図</p>	<p>変更内容等につきましては、委員会当日、記載した資料を机上に配布させていただきます。</p>

平成 28 年度版（案）	平成 27 年度版	変更内容等
<p>っていくことが求められる。なお、事業評価の仕組みが十分に機能し、実績を有することが、現行事業の有効性や今後の事業のあり方を幅広く検討する上での前提条件として重要である。</p> <p>県民会議では、第 2 期からは、新たな市民事業支援補助金制度の運用や効果的な事業評価のための事業モニターの改善など新たな取組を進めており、今後はより一層活動内容を充実させていく必要がある。</p> <p>事業評価においては、計画目標の達成度と併せて内容面の評価が求められ、その結果としてどのようなことが見えてきたのかなど、モニタリングの結果をもとに定量的あるいは定性的に総合的な評価を行うことが必要である。そこで、平成 27 年度には、それまで 8 年間の取組実績やモニタリング調査の結果をもとに、<u>「総合的な評価（中間評価）報告書」を作成し、県に提出するとともに、この総合的な評価の結果に基づき、「次期（第 3 期）かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画に関する意見書」を取りまとめ、知事に提出した。</u></p> <p><u><各事業の統合的指標（2 次的アウトカム）による評価について></u></p> <p><u>森林の水源かん養機能及び森林生態系の健全化に関しては、下層植生が回復すると年間の流量の差が小さくなる（流量の安定化）傾向にあり、一方、下層植生が大きく衰退すると年間の流量の差が大きくなるとの予測結果が得られた。これらのことから、下層植生回復と土壌保全が下流の河川流量の安定化をもたらす、長期的には水源かん養機能の維持・向上に結びつくと考えられる。また、下層植生回復は下層植物や林床性昆虫の種の多様性につながり、長期的には森林生態系の健全化に結びつくと考えられる。</u></p> <p><u>こうしたことから、水源地域の森林の水源かん養機能や森林生態系の健全化は維持・向上の方向にあると考えられる。</u></p> <p><u>河川生態系の健全化及び水源水質の維持向上に関しては、水源地域の河川環境を調査した河川モニタリング結果では、水質や動植物の生息状況に大きな変化はなく、総じて良好な水源水質であるといえる。地下水質測定（メッシュ調査）結果では、地下水を主要な水道水源としている地域における環境基準非達成地点は減少傾向にあり、測定された有害物質の種類も減少している。公共下水道整備などの生活排水対策により、公共用水域の環境基準達成率は向上しているが、主要な水源である相模湖・津久井湖では、アオコの発生原因ともなる窒素やリンといった栄養塩類の濃度は依然として高い富栄養化状態にあると言える。</u></p> <p><u><施策全体の目的（最終的アウトカム）による評価について></u></p> <p><u>最終的アウトカムは、評価の時間軸を 10 年～20 年とする長期的評価であることから、現時点での評価は暫定的なものであるが、これまでのところ、水源保全地域において水循環機能の保全・再生が図られていく過程にあると考えられる。今後も、水源かん養機能の向上、生態系の健全化、水源水質の維持・向上に向けたこれまでの取組を続けていくことによって、将来にわたる良質な水の安定的確保につなげていくことが重要である。</u></p>	<p>っていくことが求められる。なお、事業評価の仕組みが十分に機能し、実績を有することが、現行事業の有効性や今後の事業のあり方を幅広く検討する上での前提条件として重要である。</p> <p>県民会議では、第 2 期からは、新たな市民事業支援補助金制度の運用や効果的な事業評価のための事業モニターの改善など新たな取組を進めており、今後はより一層活動内容を充実させていく必要がある。</p> <p>事業評価においては、計画目標の達成度と併せて内容面の評価が求められ、その結果としてどのようなことが見えてきたのかなど、モニタリングの結果をもとに定量的あるいは定性的に総合的な評価を行うことが必要である。そこで、平成 27 年度には、それまで 8 年間の取組実績やモニタリング調査の結果をもとに、<u>各事業の統合的指標（2 次的アウトカム）や施策全体の目的（最終的アウトカム）による評価を含む施策の総合的な評価（中間評価）を実施して報告書を取りまとめ、最終的アウトカムについては「現時点では暫定的ではあるが、水循環機能の保全・再生が図られていく過程にある」と評価したところである。</u></p> <p><u>（中間評価の抜粋は 章に掲載）</u></p> <p><u>平成 27 年度に実施した各種モニタリングの結果は、昨年取りまとめた総合的な評価（中間評価）で示した評価結果の方向に沿っていると考えられる。</u></p> <p><u>これまでの各種のモニタリングにより、2 次的アウトカムに関するデータや新たな知見も蓄積されてきており、今後とも、総合的な評価も視野に入れながら毎年度の事業の点検・評価を進めていく。</u></p>	

平成 28 年度版（案）	平成 27 年度版	変更内容等
<p><u>これまでの各種のモニタリングにより、2 次的アウトカムに関するデータや新たな知見も蓄積されてきており、今後とも、総合的な評価も視野に入れながら毎年度の事業の点検・評価を進めていく。</u></p> <p>1 水源の森林づくり事業の推進 (1) 水源林の確保・整備 第 2 期 5 か年計画の目標事業量に対し、<u>5 年間の累計で、確保事業では97.1%、整備事業では104.2%の進捗率となっており、概ね目標どおりの堅調な実績であった。</u> <u>良質な水を確保するために、水源環境保全税を導入して私有林を整備してきたことは評価できる。</u> これまでのモニタリング調査結果によると、<u>人工林の植被率は、丹沢と小仏・箱根ともに第 1 回調査から第 2 回調査で増加する傾向を示したが、第 3 回調査時の植被率は第 2 回と同程度で推移した。このことから、現状での光環境やシカ密度、立地特性などによる限界値に達し、人工林の植被率は定常状態になったと考えられる。</u> 第 2 期からの新たな取組として、シカ管理と連携した森林整備を実施するとともに、<u>森林組合等が行う長期施業受委託に対して公的支援を行い、私有林の着実な確保・整備が進められた。これまでの取組により、人工林については、概ね順調に手入れ不足が解消してきており、広葉樹林については、長期にわたり森林整備を行う必要がある箇所の確保は概ね完了が見込まれている。</u> <u>長期施業受委託については、地元の森林組合等が長期にわたり計画的に施業地に適した森林整備を行うことが可能となっており、このような持続可能な循環型森林づくりへの取組は、公益的機能の高い人工林として水源の森林が維持されることに繋がっていくことが期待できる。また、このような森林づくりためには、森林組合等の受託事業者が継続して健全経営を行うことが大事であり、<u>県の役割として、事業者が水源環境保全税終了後も健全な事業経営を継続できるよう適切な指導や、対策を検討することが必要である。</u></u></p> <p>また、平成25 年度に「水源林整備の手引き」を改定し、広葉樹林整備では極力伐採を控え、植生保護柵の設置や土壌保全対策を行うこととするなど、整備方針の見直しを図ったことは評価出来る。今後とも立地環境や土壌条件などの現場状況を踏まえた、きめ細やかな事業推進が求められる。</p> <p>なお、水源保全地域内においては、一般対策事業であっても、こうしたきめ細やかな施業を行うよう留意し、また、市町村や民間事業者に対する普及指導にも努めることを望みたい。</p>	<p>1 水源の森林づくり事業の推進 (1) 水源林の確保・整備 第 2 期 5 か年計画の<u>5 年間の</u>目標事業量に対し、<u>平成27 年度までの 4 年間の</u>累計で、確保事業では<u>80.3%</u>、整備事業では80.6%の進捗率となっており、概ね<u>計画</u>どおりの堅調な実績である。</p> <p>これまでのモニタリング調査結果によると、<u>間伐後の 2 時点間の比較では、人工林においては林床植生の現存量の増加が確認された。一方、広葉樹林においては林床植生の現存量が丹沢は箱根の 1 割と少ないが、地形や土壌、シカの影響度の違いなどが要因と考えられる。</u> 第 2 期からの新たな取組として、シカ管理と連携した森林整備を実施するとともに、<u>確保森林の小規模、複雑化により確保に係る業務量の増大に対応するため、森林組合等が行う長期施業受委託による公的支援を行い、私有林の着実な確保・整備を推進している。</u></p> <p>長期施業受委託は、地元の森林組合等が長期にわたり計画的に施業地に適した森林整備を行うことが可能となっており、このような持続可能な循環型森林づくりへの取組は、公益的機能の高い人工林として水源の森林が維持されることに繋がっていくことが期待できる。また、このような森林づくりためには、森林組合等の受託事業者が継続して健全経営を行うことが大事であり、<u>水源環境保全税を活用した公的支援の仕組みは必要と考える。県の役割として、この事業は長期にわたる事業であることから、計画に基づき、きちんと施工されているかを定期的に管理、指導することが重要である。また、事業者が水源環境保全税終了後も健全な事業経営を継続できるかの見通しについて把握に努めるとともに適切な対策を検討することが必要と思われる。</u></p> <p>また、平成25 年度に「水源林整備の手引き」を改定し、広葉樹林整備では極力伐採を控え、植生保護柵の設置や土壌保全対策を行うこととするなど、整備方針の見直しを図ったことは評価出来る。今後とも立地環境や土壌条件などの現場状況を踏まえた、きめ細やかな事業推進が求められる。</p> <p>なお、水源保全地域内においては、一般対策事業であっても、こうしたきめ細やかな施業を行うよう留意し、また、市町村や民間事業者に対する普及指導にも努めることを望みたい。</p> <p><u>なお、現在は丹沢大山の保全・再生対策の対象地域に含まれていない南足柄市内などでもシカの目撃情報が増え、生息数が確実に増加しており、丹沢大山地域における状況も踏まえ、早急な対策が必要である。</u></p>	

平成 28 年度版（案）	平成 27 年度版	変更内容等
<p>平成 9 年度から実施している「水源の森林づくり事業」で確保した森林について、平成 29 年度以降、順次、森林所有者へ返還されるが、所有者には返還された森林は水源かん養など公益的機能を持った森林であるという意識を持ち続けることが求められる。また、森林の状況を所有者が継続的に把握することは困難なことから、森林の公益的機能の維持を図るために、森林管理の新たな仕組みの構築など、所有者の状況を勘案した対策を検討すべきである。また、森林整備とともにシカの対策は必須であり、所有者へ返還後も継続したシカ対策を継続する必要がある。</p> <p>なお、第 3 期計画では、こうした課題を踏まえて、森林の巡視等を行う仕組みなどを試行しつつ、公益的機能の持続に向けた森林管理の仕組みを第 3 期計画中に検討するとしており、今後の検討状況を注視していく。</p> <p>(2) かながわ森林塾</p> <p>第 2 期 5 か年の累計で、演習林実習コースで 84 人が修了し、このうち 57 人が就職に至っており、第 2 期 5 か年計画の目標（新規就労者の育成 75 人）に対し、76.0%の進捗率となった。</p> <p>目標には届かなかったものの、新規就労した塾の修了生は森林整備の現場で活躍しており、また、林業従事者の若返りも着実に進んでいることから、こうした人材育成を進めた点については評価できる。</p> <p>今後は、新規就労者の定着率を上げていくためにも、小規模・零細が多い林業事業体での就労条件の改善を促進する必要がある。</p> <p>(3) その他</p> <p>水源林の整備に関連して、気候変動による災害頻発への懸念や台風等による災害の発生状況を踏まえ、森林の生育基盤である土壌の保全を図るため、土木的工法を含めた土壌保全対策の強化に取り組むべきである。また、第 2 期計画までの取組により、溪畔林の整備技術が検証・確立されたので、今後は私有林の整備においてもこの技術を活用していく必要がある。</p> <p>なお、第 3 期計画では、こうした課題を踏まえて、新たな事業として「土壌保全対策の推進」に取り組むとともに、溪畔林整備技術については私有林での整備に活用していくとしており、今後の事業展開に期待したい。</p> <p>2 丹沢大山の保全・再生対策</p> <p>(1) 中高標高域でのシカ捕獲及び生息環境調査の実施</p> <p>第 2 期計画から中高標高域での水源の森林づくり事業等の森林整備と連携したシカ管理捕獲を実施するとともに、ワイルドライフ・レンジャーを配置し、高標高域の山稜部等でのシカ管理捕獲も開始した結果、シカの生息数は減少傾向にある。また、シカの生息密度が低下した森林では林床植生の増加も確認されるなど成果が出てきている。</p>	<p>また、平成 9 年度から実施している「水源の森林づくり事業」で確保した森林は、平成 29 年度以降、順次、契約期間が満了し、森林所有者へ返還されるが、これらの森林の状況を所有者が継続的に把握することは困難な状況であることから、森林の公益的機能の維持を図るために、森林管理の新たな仕組みの構築を検討すべきである。</p> <p>(2) かながわ森林塾</p> <p>平成 27 年度までの 4 年間の累計で、演習林実習コースで 65 人が修了し、このうち 42 人が就職に至っており、第 2 期 5 か年計画の 5 年間の目標（新規就労者の育成 75 人）に対し、56.0%の進捗率となっている。</p> <p>事業目的に沿った実効性のある取組としていくためには、小規模・零細が多い林業事業体での就労条件の改善を促進する取組が必要である。</p> <p>(3) その他</p> <p>水源林の整備に関連して、気候変動による災害頻発への懸念や台風等による災害の発生状況を踏まえ、森林の生育基盤である土壌の保全を図るため、土木的工法を含めた土壌保全対策の強化に取り組むべきである。</p> <p>2 丹沢大山の保全・再生対策</p> <p>(1) 中高標高域でのシカ捕獲及び生息環境調査の実施</p> <p>第 2 期からはワイルドライフ・レンジャーによる中高標高域でのシカ管理捕獲とモニタリングを実施している。</p> <p>ワイルドライフ・レンジャーの活動は、少人数（5 名）でも成果を出しており評価出</p>	

平成 28 年度版（案）	平成 27 年度版	変更内容等
<p>また、第 2 期計画の丹沢大山の保全・再生対策の対象地域に含まれていない南足柄市内などでもシカが目撃情報が増え、生息数が確実に増加しており、丹沢大山地域における状況も踏まえ、早急な対策が必要である。</p> <p><u>なお、第 3 期計画では、こうした課題を踏まえて、シカ管理の対象地域を箱根山地や小仏山地など丹沢大山周辺地域まで拡大するとしており、今後の事業展開に期待したい。</u></p> <p>(2) 土壌流出防止対策</p> <p>第 2 期 5 か年計画の目標事業量に対し、<u>5 年間の累計で、141.6%の進捗率</u>となっており、<u>目標を上回る実績となった。</u>その理由としては、早期に事業効果を出すため、大綱期間中の計画箇所に早期着手したことによるものである。</p> <p>これまでのモニタリング調査結果によると、土壌保全対策施工後 1～2 年で土壌侵食が軽減、4～5 年で植生や落葉等により地表面が 100%近く覆われている。その後は、植生保護柵の外でも林床植生は回復傾向にあり、<u>これはシカ管理捕獲により生息密度の増加が抑えられている影響と考えられる。</u></p> <p>一方、高標高域の水源地流部の人工林では、シカの生息密度が高い箇所や地形が急峻な地域で土壌流出が懸念されるため、これまで重点的に取り組んできた主稜線部の自然林に加えて、高標高域の人工林でも、土壌保全のための丸太柵工や光環境改善のための受光伐などを組み合わせた対策を推進すべきである。</p> <p><u>なお、第 3 期計画では、こうした課題を踏まえて、高標高域の人工林についても、土壌保全対策に取り組むとしており、今後の事業展開に期待したい。</u></p> <p>(3) ブナ林等の調査研究</p> <p><u>丹沢大山のブナ林等では、大気中のオゾン等による樹木の成長阻害、林床植生の衰退に伴う土壌の乾燥化、ブナハバチによる食害等の複合作用によって、ブナが枯死し、森林が衰退するなど、ブナ林衰退の仕組みやブナハバチの大発生が概ね明らかとなり、ブナ林等の再生の対策の段階的展開が可能となった。今後はこれまでの調査研究や技術開発の成果を踏まえ、ブナ林等の再生の取組を展開していく必要がある。</u></p> <p><u>なお、第 3 期計画では、こうした課題を踏まえて、ブナハバチの防除や植生保護柵の設置、シカの捕獲を組み合わせたブナ林等の再生に取り組むとしており、今後の事業展開に期待したい。</u></p> <p>(4) 県民連携・協働事業</p> <p>県民協働型登山道維持管理補修事業では、協定に基づき県民参加による保全活動を</p>	<p><u>来るが、安全・効率的な活動を進めるためには、増員を含めた体制の拡充や雇用形態の見直しなどにより安定した事業の推進が求められる。また、機材運搬用のモノレール設置など事業推進のための環境整備についても積極的に取り組む必要がある。</u></p> <p>また、<u>現在は</u>丹沢大山の保全・再生対策の対象地域に含まれていない南足柄市内などでもシカが目撃情報が増え、生息数が確実に増加しており、丹沢大山地域における状況も踏まえ、早急な対策が必要である。</p> <p>(2) 土壌流出防止対策</p> <p>第 2 期 5 か年計画の <u>5 年間の</u>目標事業量に対し、<u>平成 27 年度までの 4 年間の</u>累計で、<u>120.4%の進捗率</u>となっており、計画量を上回る実績である。その理由としては、早期に事業効果を出すため、大綱期間中の計画箇所に早期着手していることによるものである。</p> <p>これまでのモニタリング調査結果によると、土壌保全対策施工後 1～2 年で土壌侵食が軽減、4～5 年で植生や落葉等により地表面が 100%近く覆われている。その後は、植生保護柵の外でも林床植生は回復傾向にあり、シカ管理捕獲により生息密度の増加が抑えられている影響と考えられる。</p> <p>一方、高標高域の水源地流部の人工林では、シカの生息密度が高い箇所や地形が急峻な地域で土壌流出が懸念されるため、これまで重点的に取り組んできた主稜線部の自然林に加えて、高標高域の人工林でも、土壌保全のための丸太柵工や光環境改善のための受光伐などを組み合わせた対策を推進すべきである。</p> <p>(3) ブナ林等の調査研究</p> <p><u>衰退要因と考えられるオゾン、水ストレス及びブナハバチの影響に関する知見を集積、整理して、ブナハバチ食害軽減のための捕獲技術や密度抑制手法の検討やギャップへの対策技術の開発に継続して取組み、ブナ林再生対策に繋げていく必要がある。</u></p> <p>(4) 県民連携・協働事業</p> <p>県民協働型登山道維持管理補修事業では、協定に基づき県民参加による保全活動を</p>	

平成 28 年度版（案）	平成 27 年度版	変更内容等
<p>着実に推進した。（具体的には、<u>表尾根線などで登山道維持管理補修事業を実施した。</u>）</p> <p><u>第 2 期の 5 年間で</u> 4 箇所（烏尾山山頂、花立山荘、観音茶屋、見晴茶屋）に環境配慮型山岳公衆便所の設置費に対し補助金を交付し、環境配慮型トイレの設置を推進した。</p> <p>3 溪畔林整備事業</p> <p>第 2 期 5 か年計画の目標事業量に対し、<u>5 年間の累計で</u>、本数調整伐等の森林整備において 118.7%、シカの採食を防ぐ植生保護柵の設置において <u>98.9%</u>、丸太柵等の設置において <u>115.4%</u>の進捗率となっており、<u>森林整備及び丸太柵等の設置は目標を上回る実績であった。</u></p> <p><u>全国的に未確立な溪畔林整備技術について、これまでの 10 年間、試行的事業の実施及びモニタリングを重ねた末に、初期段階の整備技術を概ね確立し、「溪畔林整備の手引き」の作成に漕ぎ着けたことは大変評価できる。</u></p> <p><u>今後も溪畔林の整備が継続され、多様な生物が生息可能な、また、本事業で解明された機能や特性、科学的根拠を持った価値ある「溪畔林」になるよう期待するとともに、この技術を私有林の整備にも活用することが期待される。</u></p> <p><u>なお、初期段階の技術が確立したとはいえ、溪畔林の整備技術はまだ完全なものではなく、溪畔林の機能などの知見や整備効果の検証も不十分であることから、第 3 期計画以降もモニタリングを継続し、技術・事例の更新作業を行う必要があるとともに、整備を実施するに当たっては、順応的管理の手法で進めるべきである。</u></p> <p>4 間伐材の搬出促進</p> <p>第 2 期 5 か年計画の平成 <u>28 年度は</u>目標搬出量に対し、<u>99.4%</u>の達成率となっており、大雪のあった平成 25 年度を除き、年々増加しており、事業は順調に進められた。</p> <p>また、森林所有者に代わり地元の森林組合が間伐材を搬出・促進することにより、作業効率の<u>向上</u>が図られるとともに森林所有者に収益が還元され、森林整備に向けられるといった資源循環型の森林整備が進められている。</p> <p>目標搬出量は、<u>毎年段階的に増加するため非常に困難な目標であったが</u>、一般対策の中で、県森林組合連合会が事業者と協定を締結して搬出時期の平準化に取り組むとともに、平成 27 年度に原木市場を拡張し、受け入れ体制を強化する<u>などの取組も併せて行ったことにより、間伐材の年間搬出量は 5 年前と比べ飛躍的に増加し、県有林・国有林も含めた県全体の木材生産目標を達成することができた。</u></p> <p>今後も様々な取組により森林資源の有効利用を通じた森林整備の促進を図る必要がある。例えば、県産材の販路拡大のため、県産材の魅力や品質をアピールする等の使ってみたいと思われる工夫や努力が必要と思われる。また、B材・C材をより有効に活</p>	<p>着実に推進した。（具体的には、<u>下社大山線の協定の締結、表尾根線での登山者数調査受諾団体の発掘</u>）</p> <p><u>平成 27 年度までに</u> 4 箇所（烏尾山山頂、花立山荘、観音茶屋、見晴茶屋）に環境配慮型山岳公衆便所の設置費に対し補助金を交付し、環境配慮型トイレの設置を推進した。</p> <p>3 溪畔林整備事業</p> <p>第 2 期 5 か年計画の <u>5 年間の</u>目標事業量に対し、<u>平成 27 年度までの 4 年間の</u>累計で、本数調整伐等の森林整備において 118.7%、シカの採食を防ぐ植生保護柵の設置において <u>86.1%</u>、丸太柵等の設置において <u>110.1%</u>の進捗率となっており、<u>森林整備ではすでに計画を達成している。</u></p> <p><u>これまでのモニタリング調査結果によると、第 1 期に植生保護柵を設置した箇所では、植被率が増加するなど植生回復に向けて一定の効果が確認できた。一方、効果が十分に現れていないケースには、急傾斜地や開空度が不十分、種子供給が不十分などの要因があり対策が必要である。</u></p> <p><u>今後は、こうした課題に引き続き取り組むとともに、さらなるモニタリング調査も加え、溪畔域における森林整備を行う上で必要な知見を蓄積し、技術面の検証・整理を進めて、「溪畔林整備の手引き」を作成し、私有林等の整備への活用を図る必要がある。</u></p> <p>4 間伐材の搬出促進</p> <p><u>本事業は、長期施業受委託事業による作業道整備や国の制度を活用した高性能林業機械の導入と組み合わせ実施され、</u>第 2 期 5 か年計画の平成 <u>27 年度</u>の目標搬出量に対し、<u>81.0%</u>の達成率となっており、大雪のあった平成 25 年度を除き、年々増加しており、事業は順調に進められている。</p> <p>また、森林所有者に代わり地元の森林組合が間伐材を搬出・促進することにより、作業効率_が図られるとともに森林所有者に収益が還元され、森林整備に向けられるといった資源循環型の森林整備が進められている。</p> <p>目標搬出量は <u>5 年間で</u>段階的に増加するため、<u>より一層の搬出促進が課題であるが</u>、一般対策の中で、県森林組合連合会が事業者と協定を締結して搬出時期の平準化に取り組むとともに、平成 27 年度に原木市場を拡張し、受け入れ体制を強化<u>しているところである。</u></p> <p>今後も様々な取組により森林資源の有効利用を通じた森林整備の促進を図る必要がある。例えば、県産材の販路拡大のため、県産材の魅力や品質をアピールする等の使ってみたいと思われる工夫や努力が必要と思われる。また、B材・C材をより有効に活</p>	

平成 28 年度版（案）	平成 27 年度版	変更内容等
<p>用するためにも、C L T(直交集成材)や、チップ状態にして活用するとか、光熱材料の原料といった活用も含めた利活用の検討が必要である。</p> <p>また、現在、間伐材搬出促進事業は水源環境保全税を活用して行われ、加工・流通・普及への取組に対しては一般財源が活用されているが、<u>本施策終了後を見据えて、将来にわたり</u>森林整備と一体となった木材生産が<u>継続される</u>ような施策を検討すべきである。</p> <p><u>なお、第3期計画では、こうした課題を踏まえて、民間主体による持続的・自立的な森林管理への誘導を促進するための新たな事業に取り組むとしており、今後の事業展開に期待したい。</u></p> <p>5 地域水源林整備の支援</p> <p>第2期5か年計画の目標事業量に対し、<u>5年間の累計で、私有林確保において115.2%、私有林整備において102.3%、市町村有林等整備において96.7%の進捗率となっており、概ね目標どおりの堅調な実績であった。</u></p> <p><u>第2期計画から私有林の確保・整備に長期施業受委託の手法を導入し、森林組合等によって私有林の確保・整備が着実に推進されたことにより、森林整備の効率化や間伐材の搬出・利用が進められたことは評価できる。</u></p> <p>高齢級間伐については、<u>31.0%の進捗率となっている</u>。当初予定していた箇所において、所有者の希望により長期施業受委託への移行が見られるなどしており、今後、整備実績に関する十分な状況分析が必要である。</p> <p><u>なお、第3期計画では、こうした課題を踏まえて、市町村事業等の実施状況などを把握した上で、目標面積の見直しを行っており、適切な対応と評価できる。</u></p> <p>また、水源の森林エリア内の一部の集落周辺の森林では、地域特有の課題も見られることから、今後、県が広域的な視点で進めてきた森林整備だけではなく、地域特性に応じたきめの細かい森林整備を進めるために、市町村も主体的に取組を実施できるような仕組みを検討すべきである。</p> <p><u>なお、第3期計画では、こうした課題を踏まえて、県と市町村が調整を図り、市町村が公益的機能の維持向上を図りつつ、地域特有の課題に対処する、きめの細かい森林の確保や整備を実施することを可能としており、今後の事業展開に期待したい。</u></p> <p>6 河川・水路における自然浄化対策の推進</p> <p>第2期5か年計画の目標事業量7箇所に対し、生態系に配慮した河川・水路等の整備及びこれと併せて行う直接浄化対策は、<u>5年間の累計で13箇所（進捗率185.7%）となっており、目標を大きく上回る実績であった。</u></p> <p>河床に自然石を敷くなど、直接浄化対策と組み合わせた効果的な整備手法を推奨し</p>	<p>用するためにも、C L T(直交集成材)や、チップ状態にして活用するとか、光熱材料の原料といった活用も含めた利活用の検討が必要である。</p> <p>また、<u>将来を見据えて、民間主体による持続的・自立的な森林管理への誘導に努める必要がある</u>。現在、間伐材搬出促進事業は水源環境保全税を活用して行われ、加工・流通・普及への取組に対しては一般財源が活用されているが、<u>水源環境保全税が終了した場合を考えると、間伐材の利活用に対し果たして一般財源を充てることができるのか、将来を踏まえ、</u>森林整備と一体となった木材生産が<u>図られる</u>ような施策を検討すべきである。</p> <p>5 地域水源林整備の支援</p> <p>第2期5か年計画の<u>5年間の</u>目標事業量に対し、<u>平成27年度までの4年間の</u>累計で、私有林確保において<u>98.6%</u>、私有林整備において<u>82.4%</u>、市町村有林等整備において<u>80.8%</u>の進捗率となっており、<u>計画量の5分の4を上回る実績である</u>。</p> <p>高齢級間伐については、<u>23.2%の進捗率となっている</u>。当初予定していた箇所において、所有者の希望により長期施業受委託への移行が見られるなどしており、今後、整備実績に関する十分な状況分析が必要である。</p> <p>また、水源の森林エリア内の一部の集落周辺の森林では、地域特有の課題も見られることから、今後、県が広域的な視点で進めてきた森林整備だけではなく、地域特性に応じたきめの細かい森林整備を進めるために、市町村も主体的に取組を実施できるような仕組みを検討すべきである。</p> <p>6 河川・水路における自然浄化対策の推進</p> <p>第2期5か年計画の<u>5年間の</u>目標事業量7箇所に対し、生態系に配慮した河川・水路等の整備及びこれと併せて行う直接浄化対策は、<u>平成27年度までの4年間の</u>累計で<u>9</u>箇所（進捗率<u>128.6%</u>）となっている。</p> <p>河床に自然石を敷くなど、直接浄化対策と組み合わせた効果的な整備手法を推奨し</p>	

平成 28 年度版（案）	平成 27 年度版	変更内容等
<p>た結果、水質調査の結果に大きな変化はないものの、底生動物の増加が確認された箇所もあるなど一定の効果が出てきており、また、地元の方々の市民活動によりその後の豊かな自然環境が維持されている箇所も出てきている。これからもこの<u>良好な環境を維持していく活動が継続されることが望まれる。</u></p> <p><u>一方、ダム湖下流域における生活排水が河川に流入し、水源水質に負荷を与えている状況が見られることから、負荷軽減に向けた対応の検討が必要である。</u></p> <p><u>なお、第 3 期計画では、こうした課題を踏まえ、ダム下流域まで対象地域を拡大して生活排水対策に取り組むこととしている。第 2 期計画では、対象地域が限定的である等の理由でなかなか実績が上がらなかった河川等の整備事業と生活排水対策の一体的な取組が、今後は進展するものと期待される。</u></p> <p>今後、工夫を重ねながら、生態系に配慮した整備を継続する必要があるが、居住地域を流れる水路などでは、地域住民の意見を反映させることが大事であり、それを踏まえて、必要な整備なのかを見極め整備計画を作成する必要がある。</p> <p><u>また、事業目標として河川環境の再生を目指すこととされていること、元々水質が良好な河川等で事業を実施していることもあり、事業の成果を水質のみで評価することは難しい面があることを踏まえ、平成 26 年度より <u>水質・動植物、整備手法、水環境の維持といった 3 つの要素を組み合わせる総合的に事業を評価する「評価シート」方式の試みを始めたことは評価するが、その内容等については今後改善の余地があると思われる。</u>また、<u>一方で、自然浄化という名の下に事業を実施するのであれば、その結果を定量的に評価する手法についても引き続き検討する</u>ことが必要である。</u></p> <p>7 地下水保全対策の推進</p> <p>地下水を主要な水道水源として利用している 7 地域（13 市町）のうち、平成 28 年度までに 6 地域（10 市町）で地下水保全計画に基づき地下水の保全に取り組んでおり、地下水汚染のある地域では水質浄化装置による汚染対策を実施して有害物質の浄化を図っている。</p> <p>このほか、地下水のかん養対策やモニタリングを実施しており、概ね従前からの地下</p>	<p>た結果、水質調査の結果に大きな変化はないものの、底生動物の増加が確認された箇所もあるなど一定の効果が出てきており、また、地元の方々の市民活動によりその後の豊かな自然環境が維持されている箇所も出てきている。これからも<u>税金を上手く活用しながら</u>この環境を維持していただきたい。</p> <p>今後、工夫を重ねながら、生態系に配慮した整備を継続する必要があるが、居住地域を流れる水路などでは、地域住民の意見を反映させることが大事であり、それを踏まえて、必要な整備なのかを見極め整備計画を作成する必要がある。</p> <p><u>第 2 期から新たに対象メニューとした、河川等の整備事業と一体として行う生活排水対策については、合併処理浄化槽への転換が個人の意向によることに加えて、対象地域が限定的であり公平性の観点から導入が困難とする市町村が多く、現在までのところ実績はないが、できれば河川整備と併せて生活排水対策も進めるべきである。</u></p> <p><u>さらに、ダム湖下流域における生活排水が河川に流入し、水源水質に負荷を与えている状況が見られることから、負荷軽減に向けた対応の検討が必要である。</u></p> <p>なお、<u>水源環境保全・再生事業のあり方として、水の十分な管理や水質保持の観点から水と土砂を一体のものとして施策を考えていくことが今後の重要な課題であり、その観点からも県の関係部署において一層の連携を図っていくことが求められる。</u>また、自然浄化という名の下に事業を実施するのであれば、その結果を定量的に評価することが必要である。</p> <p>7 地下水保全対策の推進</p> <p>地下水を主要な水道水源として利用している 7 地域（13 市町）のうち、平成 27 年度までに 6 地域（10 市町）で地下水保全計画に基づき地下水の保全に取り組んでおり、地下水汚染のある地域では水質浄化装置による汚染対策を実施して有害物質の浄化を図っている。</p> <p>雨水浸透施設については、この施設の効果の定量的な検証は今後の課題であるが、メンテナンスをしながら観測を継続していくべきである。観測結果や効果についてよい結果が得られれば、他の地下水を水源とする地域に情報発信するとよい。</p> <p>このほか、地下水のかん養対策やモニタリングを実施しており、概ね従前からの地下</p>	

平成 28 年度版（案）	平成 27 年度版	変更内容等
<p>水の水位レベルを維持している。<u>地下水保全対策は地下という見えない部分の話であるので「水収支」や「観測結果」など見える形にし、地下水源確保などに貢献していくことを期待する。</u></p> <p>なお、地下水汚染箇所においては、引き続き浄化対策を実施するとともに、その他の地域においても<u>地下水のかん養対策やモニタリングを長期的に継続する必要がある。</u>雨水浸透施設については、この施設の効果の定量的な検証は今後の課題であるが、メンテナンスをしながら観測を継続していくべきである。観測結果や効果についてよい結果が得られれば、他の地下水を水源とする地域に情報発信するとよい。</p> <p>また、山林が多い地域では、森林の整備にも重点を置いて欲しい。</p> <p>第 1 期における対象地域は 8 地域であったが、三浦市が地下水取水休止に伴い対象外となり、第 2 期から 7 地域となった。</p> <p>8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進</p> <p>第 2 期 5 年計画の目標事業量に対し、<u>5 年間の累計で 21.5%の進捗率であった。</u></p> <p>公共下水道整備に関しては、道路境界未確定の問題や整備困難箇所への対応などの課題があり、<u>下水道普及率の目標には遠く及ばなかったが、本事業はダム湖の水質改善に効果がある事業であり、事業実施前に 40.1%であった相模原市の相模ダム・城山ダム集水域の下水道普及率は平成 28 年度末には 60.4%となり、これまで着実に進んできたと評価できる。今後、下水道が整備された地区については、個人宅からの接続を促進し、真の意味での公共下水道の早期普及を目指すべきである。</u></p> <p><u>本事業の対象地域は、地形が急峻、住宅の疎密、設置場所が狭い等、様々な困難から工事費がかさむ傾向がある。さらに、多数設置されたポンプの運転費用、維持管理費用を加味すると、税の活用効率は必ずしもよくない。ダム集水域の生活排水処理率の目標達成と税の効率的な活用のためには、公共下水道整備だけでなく、高度処理型合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽を選択肢に含め、地区や場所によって経済的かつ効率的な下水処理方法を選択することにより、地域全体としてベストミックスになるような柔軟な施策運営が望まれる。</u></p> <p><u>なお、第 3 期計画では、こうした課題を踏まえて、公共下水道整備と合併処理浄化槽整備の事業を統合し、弾力的な事業実施を可能としたところであり、今後の生活排水対策の効率的な進展に期待したい。</u></p> <p>9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備推進</p> <p>第 2 期 5 年計画の目標事業量に対し、<u>5 年間の累計で 43.4%の進捗率であった。</u></p> <p><u>合併処理浄化槽整備に関しては、浄化槽を設置する家庭の個別事情など難しい課題が多く、整備基数の目標には遠く及ばなかったものの、公共下水道整備も含めたこれまでの生活排水対策の取組により事業対象地域の生活排水処理率は、大きく改善しており、一定の成果があったと評価できる。</u></p>	<p>水の水位レベルを維持している。<u>地下という見えない部分をモニタリングの観測結果によって見える形にし、地下水源確保などに貢献していくことを期待する。</u></p> <p>地下水汚染箇所においては、引き続き浄化対策を実施するとともに、その他の地域においても長期的にモニタリングを継続する必要がある。</p> <p>なお、山林が多い地域では、森林の整備にも重点を置いて欲しい。</p> <p>第 1 期における対象地域は 8 地域であったが、三浦市が地下水取水休止に伴い対象外となり、第 2 期から 7 地域となった。</p> <p>8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進</p> <p>公共下水道整備に関しては、道路境界未確定の問題や整備困難箇所への対応などの課題があり、第 2 期 5 年計画の<u>5 年間の目標事業量に対し、平成 27 年度までの 4 年間の累計で 18.7%の進捗率となっており、今後も引き続き、相模原市と連携して、より一層の整備促進を図る必要がある。</u></p> <p>9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備推進</p> <p>第 2 期 5 年計画の<u>5 年間の目標事業量に対し、平成 27 年度までの 4 年間の累計で 32.8%の進捗率となっている。</u></p>	

平成 28 年度版（案）	平成 27 年度版	変更内容等
<p><u>本事業については</u>、地域により進捗状況や整備促進上の課題が異なることから、地域の実情に応じたきめ細かい支援を検討するなど、引き続き市町と連携して、より一層の整備促進を図る必要がある。</p> <p><u>なお、第3期計画では、こうした課題を踏まえて、事業所等における大規模な合併処理浄化槽整備への支援強化を図るとしており、今後の生活排水処理率の向上ならびに水源水質の改善に期待したい。</u></p> <p><u>また</u>、地域での普及啓発も重要であり、市民事業や県民フォーラムとの連携など、効果的な普及啓発について<u>も引き続き</u>検討する必要がある。</p> <p>10 相模川水系上流域対策の推進</p> <p><u>森林整備については</u>、第2期5か年計画の目標事業量(協定書による)に対し、<u>5年間</u>の累計で、荒廃森林再生事業では<u>84.2%</u>、広葉樹の森づくり事業では<u>106.0%</u>の進捗率となっており、<u>概ね堅調な実績であった。</u></p> <p>生活排水対策については、平成26年度から桂川清流センター(山梨県大月市の下水処理場)に設置したリン削減効果のある凝集剤添加設備を稼働して<u>おり、放流水の全リン濃度の年間平均値は平成26年度から28年度までの3年間でいずれも目標値を達成していることから、所期の成果が得られていると言える。ただし、測定月によっては目標値を超過する月もあるため、放流水中のリン濃度目標を安定的に達成するよう運転方法の工夫を重ねるとともに、モニタリングを継続する必要がある。</u></p> <p>今後<u>も</u>、こうした県外上流域対策を継続し、長期的に取組の効果を見定めていく必要がある。また、事業を進めていく上で、上流域との交流に資する情報や場を提供するとともに問題意識を共有<u>するなど</u>、長期的に協働関係を強化することも大切である。</p> <p>11 水環境モニタリングの実施</p> <p>モニタリングは、施策の効果を的確に把握し、県民に分かりやすく明示するとともに、県民意見を施策に反映するために必要不可欠である。</p> <p>森林のモニタリング調査(対照流域法による水源涵養機能調査)に関しては、下層植生回復による水源涵養機能改善の検証では、<u>流域全体を植生保護柵で囲みシカを排除した実施流域では、シカを排除しなかった対照流域と比較して下層植生は回復傾向にあり、今後もモニタリングを継続し水流出等への効果を検証する必要がある。</u>適切な水源林管理による人工林の水源涵養機能保全の検証では、平成24年度に群状伐採を行った貝沢でモニタリングを継続し、3年経過後も渓流水の濁りや窒素濃度の増加が見られなかった。渓流沿いで除伐・伐採を行わず保護したことによって従来の林業的な施策の影響として一般的に見られる渓流水の濁りや窒素濃度の増加が軽減できる可能性が示されたことから、通常の事業で行われる森林整備手法にもフィードバックしていく必要がある。</p> <p>森林のモニタリング調査(森林生態系効果把握調査)では、水源の森林づくり事業に</p>	<p>地域により進捗状況や整備促進上の課題が異なることから、地域の実情に応じたきめ細かい支援を検討するなど、今後も引き続き、市町と連携して、より一層の整備促進を図る必要がある。</p> <p><u>このほか</u>、地域での普及啓発も重要であり、<u>例えば</u>市民事業や県民フォーラムとの連携など、効果的な普及啓発について検討する必要がある。</p> <p>10 相模川水系上流域対策の推進</p> <p>第2期5か年計画の<u>5年間</u>の目標事業量(協定書による)に対し、<u>平成27年度までの4年間</u>の累計で、荒廃森林再生事業では<u>78.7%</u>、広葉樹の森づくり事業では106.0%の進捗率となっている。</p> <p><u>また</u>、生活排水対策については、平成26年度から桂川清流センター(山梨県大月市の下水処理場)に設置したリン削減効果のある凝集剤添加設備を稼働して<u>いるが</u>、放流水中のリン濃度目標を安定的に達成するよう運転方法の工夫を重ねるとともに、<u>今後とも</u>モニタリングを継続する必要がある。</p> <p>今後<u>は</u>、こうした県外上流域対策を継続し、長期的に取組の効果を見定めていく必要がある。また、事業を進めていく上で、上流域との交流に資する情報や場を提供するとともに問題意識を共有<u>し</u>、長期的に協働関係を強化することが大切である。</p> <p>11 水環境モニタリングの実施</p> <p>モニタリングは、施策の効果を的確に把握し、県民に分かりやすく明示するとともに、県民意見を施策に反映するために必要不可欠である。</p> <p>森林のモニタリング調査(対照流域法による水源涵養機能調査)に関しては、下層植生回復による水源涵養機能改善の検証では、<u>植生保護柵設置による実施流域内の植生回復が十分でないために現段階では水の流出特性の変化にはいっておらず、今後もモニタリングを継続する必要がある。</u>適切な水源林管理による人工林の水源涵養機能保全の検証では、平成24年度に群状伐採を行った貝沢でモニタリングを継続し、3年経過後も渓流水の濁りや窒素濃度の増加が見られなかった。渓流沿いで除伐・伐採を行わず保護したことによって従来の林業的な施策の影響として一般的に見られる渓流水の濁りや窒素濃度の増加が軽減できる可能性が示されたことから、通常の事業で行われる森林整備手法にもフィードバックしていく必要がある。</p> <p>森林のモニタリング調査(森林生態系効果把握調査)では、水源の森林づくり事業に</p>	

平成 28 年度版（案）	平成 27 年度版	変更内容等
<p>よる森林の整備が、森林生態系の健全性や生物多様性の与える効果を把握するため、「水源協定林」を対象に植物・昆虫・鳥類・哺乳類を調査した。平成 26 年度の小仏山地、箱根外輪山と平成 27 年度の丹沢山地の調査結果をあわせると、林床植物については、種数、植被率、多様度指数はともに間伐後に増加する傾向を示し、土壌動物のミミズ類とササラダニ類、林床性昆虫に林床植生の植被率や種数との関連がみられた。一方、鳥類と哺乳類では間伐や環境要因との関連を今回の調査からは見出すことはできなかった。<u>次年度以降</u>には調査手法の検討や山域スケールでの総合的な解析を行う必要がある。</p> <p><u>河川モニタリング調査(動植物調査)では、第 2 期の調査から水質や動植物の生息状況に大きな変化がなかったことが確認され、総じて良好な水源水質を維持しているといえるが、主要な水源である相模湖・津久井湖では、アオコの発生原因ともなる窒素やリンといった栄養塩類の濃度は依然として高い富栄養化状態にある。</u></p> <p><u>また、高度処理合併浄化槽が重点的に整備された丹沢湖上流河川においては、河川の栄養塩類の量が減少するなどの改善傾向が確認された。</u></p> <p>河川モニタリング調査(県民参加型調査)は、河川の水質や動植物の生息状況などの調査を通じて、県民が水源環境に関心を持つ最初のきっかけとなり得る取組であり、今後、地域の学校の参加など、県民の幅広い参加を働き掛けていくことが必要である。</p> <p>総じて、これまで <u>10</u> 年間の各種モニタリングによって、各事業の統合的指標(2 次的アウトカム)に関するデータや新たな知見が徐々に蓄積しつつある。</p> <p>今後は、さらに施策全体の目的(最終的アウトカム)の検証も視野に入れて、調査手法や内容の見直し・工夫なども行いながら、長期的・継続的に実施していく必要がある。</p> <p>12 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み</p> <p>(1) 事業の点検・評価について</p> <p>事業の進捗状況、モニタリング調査結果、県民視点からの事業モニターや県民フォーラムの意見などによる多面的な評価を行った。事業モニターについては、第 2 期からモニターチームがモニターする箇所を検討して年間計画を作成し、事業評価シートにより評価基準を明確化したほか、毎回のモニター実施責任者を定めて報告書を作成するなど、より効果的な事業評価を行うため改善を図った。今後、モニターの組織的な強化と参加者の一層のスキル向上が期待される。モニター結果については、集約した形によるホームページでの提供やチラシ等による県民フォーラムでの活動報告など発信方法を検討する必要がある。</p> <p>また、県民会議の次期(第 2 期)5 年計画に関する意見書の提言内容を踏まえ、森林水循環を考慮した森林生態系効果把握を新たに実施するため、その手法等について、平成 24 年度に県民会議委員及び有識者からなるワークショップを開催して検討したことは、施策評価機能の充実に図るために有意義な取組で<u>あった</u>。</p>	<p>よる森林の整備が、森林生態系の健全性や生物多様性の与える効果を把握するため、「水源協定林」を対象に植物・昆虫・鳥類・哺乳類を調査した。平成 26 年度の小仏山地、箱根外輪山と平成 27 年度の丹沢山地の調査結果をあわせると、林床植物については、種数、植被率、多様度指数はともに間伐後に増加する傾向を示し、土壌動物のミミズ類とササラダニ類、林床性昆虫に林床植生の植被率や種数との関連がみられた。一方、鳥類と哺乳類では間伐や環境要因との関連を今回の調査からは見出すことはできなかった。<u>平成 28 年度</u>には調査手法の検討や山域スケールでの総合的な解析を行う必要がある。</p> <p>河川モニタリング調査(県民参加型調査)は、河川の水質や動植物の生息状況などの調査を通じて、県民が水源環境に関心を持つ最初のきっかけとなり得る取組であり、今後、地域の学校の参加など、県民の幅広い参加を働き掛けていくことが必要である。</p> <p>総じて、これまで <u>9</u> 年間の各種モニタリングによって、各事業の統合的指標(2 次的アウトカム)に関するデータや新たな知見が徐々に蓄積しつつある。</p> <p>今後は、さらに施策全体の目的(最終アウトカム)の検証も視野に入れて、調査手法や内容の見直し・工夫なども行いながら、長期的・継続的に実施していく必要がある。</p> <p>12 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み</p> <p>(1) 事業の点検・評価について</p> <p>事業の進捗状況、モニタリング調査結果、県民視点からの事業モニターや県民フォーラムの意見などによる多面的な評価を行った。事業モニターについては、第 2 期からモニターチームがモニターする箇所を検討して年間計画を作成し、事業評価シートにより評価基準を明確化したほか、毎回のモニター実施責任者を定めて報告書を作成するなど、より効果的な事業評価を行うため改善を図った。今後、モニターの組織的な強化と参加者の一層のスキル向上が期待される。モニター結果については、集約した形によるホームページでの提供やチラシ等による県民フォーラムでの活動報告など発信方法を検討する必要がある。</p> <p>また、県民会議の次期(第 2 期)5 年計画に関する意見書の提言内容を踏まえ、森林水循環を考慮した森林生態系効果把握を新たに実施するため、その手法等について、平成 24 年度に県民会議委員及び有識者からなるワークショップを開催して検討したことは、施策評価機能の充実に図るために有意義な取組で<u>ある</u>。</p> <p><u>なお、事業評価においては、計画目標の達成度と併せて内容面の評価が求められ、その結果としてどのようなことが見えてきたのかなど、モニタリングの結果をもとに定</u></p>	

平成 28 年度版（案）	平成 27 年度版	変更内容等
<p>平成 25 年度より、施策の前半 10 年の事業実績や効果に関する総合的な評価の進め方の検討を始め、平成 27 年 3 月に総合的な評価プレワークショップ、7 月に総合的な評価ワークショップを開催し、8 月には、「総合的な評価（中間評価）報告書」を県に提出するとともに、<u>この総合的な評価の結果に基づき、「次期（第 3 期）かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画に関する意見書」を取りまとめ、知事に提出した。</u></p> <p><u>これまで 10 年間の各種モニタリングにより、事業ごとの指標（1 次的アウトカム）はもとより、各事業の統合的指標（2 次的アウトカム）に関するデータや新たな知見が徐々に蓄積しつつあることから、こうした成果を基に、施策全体の最終的な評価を見据えて、今後の検討等を行う必要がある。</u></p> <p>(2) 市民事業の支援について</p> <p>第 2 期からの新たな取組として、市民事業支援制度報告書の提言内容を踏まえ、市民活動の定着を目的とする「定着支援」と、団体のスキルアップや自立化を目的とする「高度化支援」の 2 つの部門からなるステップアップ方式の新たな市民事業支援補助金制度がスタートし、多様な活動団体への支援に取り組んでおり、今後、新たな制度のもと、水源環境保全・再生のための市民活動の着実なすそ野の広がりを期待する。また、市民事業の段階的な発展が重要であり、調査研究はその点でポイントとなるため、活動団体が補助事業に取り組みやすい環境整備も必要である。</p> <p>また、平成 25、26 年度市民事業交流会では、市民団体毎のブース出展により活動紹介を行うと同時に、ワールド・カフェ方式による団体同士の意見交換会を初めて開催した。団体間の交流促進とともに市民活動実践上の課題把握に有効であり、市民事業を一層推進していく上で有意義な取組である。</p> <p>平成 27 年度は、補助を受けている団体の補助期間終了を見据えた活動の自立化を促すため、市民事業交流会（ファンレイジング講座）を開催した。</p> <p><u>なお、これまで支援してきた市民団体の多くが平成 28 年度から平成 29 年度にかけて補助期間終了を迎えることから、引き続き様々な手段を講じて新たな支援団体の開拓に取り組む必要がある。</u></p> <p>(3) 県民に対する普及・啓発、情報提供、県民からの意見集約について</p> <p>県民フォーラムについては、「事前広報」「参加者数の確保」「都市地域住民の参加が少ないこと」「参加者の固定化や世代層の偏り」などの第 1 期における課題点を踏まえ、平成 24 年度から新たな開催手法として、人通りが多くさまざまな世代層の方が行き交う場所に会場を設定し、県民が気軽に立ち寄り、施策を知ることが可能な形態（通称：もり・みずカフェ）での開催に取り組み、多くの参加者を得ている。<u>加えて、平成 27 年度以降はもり・みずカフェを単独開催ではなく、他団体が主催するイベントに出展し開催するなど、新たな手法も取り入れ、効果的に県民周知を図った。</u>もり・みずカフェは、都市部の県民に森や水の大切さについて P R する良い機会であるとともに、参加者</p>	<p><u>量的あるいは定性的に総合的な評価を行うことが必要である。</u></p> <p>平成 25 年度より、施策の前半 10 年の事業実績や効果に関する総合的な評価の進め方の検討を始め、平成 27 年 3 月に総合的な評価プレワークショップ、7 月に総合的な評価ワークショップを開催し、8 月には、「総合的な評価（中間評価）報告書」を県に提出した。</p> <p>(2) 市民事業の支援について</p> <p>第 2 期からの新たな取組として、市民事業支援制度報告書の提言内容を踏まえ、市民活動の定着を目的とする「定着支援」と、団体のスキルアップや自立化を目的とする「高度化支援」の 2 つの部門からなるステップアップ方式の新たな市民事業支援補助金制度がスタートし、多様な活動団体への支援に取り組んでおり、今後、新たな制度のもと、水源環境保全・再生のための市民活動の着実なすそ野の広がりを期待する。また、市民事業の段階的な発展が重要であり、調査研究はその点でポイントとなるため、活動団体が補助事業に取り組みやすい環境整備も必要である。</p> <p>また、平成 25、26 年度市民事業交流会では、市民団体毎のブース出展により活動紹介を行うと同時に、ワールド・カフェ方式による団体同士の意見交換会を初めて開催した。団体間の交流促進とともに市民活動実践上の課題把握に有効であり、市民事業を一層推進していく上で有意義な取組である。</p> <p>平成 27 年度は、補助を受けている団体の補助期間終了を見据えた活動の自立化を促すため、市民事業交流会（ファンレイジング講座）を開催した。<u>（ P12-10 参照）</u></p> <p>(3) 県民に対する普及・啓発、情報提供、県民からの意見集約について</p> <p>県民フォーラムについては、「事前広報」「参加者数の確保」「都市地域住民の参加が少ないこと」「参加者の固定化や世代層の偏り」などの第 1 期における課題点を踏まえ、平成 24 年度から新たな開催手法として、人通りが多くさまざまな世代層の方が行き交う場所に会場を設定し、県民が気軽に立ち寄り、施策を知ることが可能な形態（通称：もり・みずカフェ）での開催に取り組み、多くの参加者を得ている。もり・みずカフェは、都市部の県民に森や水の大切さについて P R する良い機会であるとともに、参加者の水源環境に対する考えを直接聞くことも可能な点でメリットがあった。なお、開催形態にかかわらず、県民意見集約の観点から参加者数以外の要件も勘案し、さまざまな地</p>	

平成 28 年度版（案）	平成 27 年度版	変更内容等
<p>の水源環境に対する考えを直接聞くことも可能な点でメリットがあった。なお、開催形態にかかわらず、県民意見集約の観点から参加者数以外の要件も勘案し、さまざまな地域の参加者の意見を聴くために開催場所を変えて展開していくことや、ターゲットの絞り込みや新企画により新たな参加者層を開拓するなど工夫を凝らし、より幅を広げていくことも必要である。</p> <p>また、より県民に手に取ってもらえる広報物を発行していく観点から、従来のニュースレターに代えて、平成 24 年度は、森と水の関係や森の働きなど基本的な事柄を分かりやすく説明する内容の新たなリーフレット「森は水のふるさと」を作成した。さらに平成 25 年度は、施策の内容や成果について、親しみを持って理解してもらう目的で、リーフレット「支えよう！ かながわの森と水」を作成しており、今後は、配布の場所や方法についても工夫するとともに、事業進捗状況や点検結果報告書の内容をさらに分かりやすく伝える方法の検討、県ホームページの利便性をより高めていくことなどにより、県民への効果的な情報提供を進めていくことが必要である。</p>	<p>域の参加者の意見を聴くために開催場所を変えて展開していくことや、ターゲットの絞り込みや新企画により新たな参加者層を開拓するなど工夫を凝らし、より幅を広げていくことも必要である。</p> <p>また、より県民に手に取ってもらえる広報物を発行していく観点から、従来のニュースレターに代えて、平成 24 年度は、森と水の関係や森の働きなど基本的な事柄を分かりやすく説明する内容の新たなリーフレット「森は水のふるさと」を作成した。さらに平成 25 年度は、施策の内容や成果について、親しみを持って理解してもらう目的で、リーフレット「支えよう！ かながわの森と水」を作成しており、今後は、配布の場所や方法についても工夫するとともに、事業進捗状況や点検結果報告書の内容をさらに分かりやすく伝える方法の検討、県ホームページの利便性をより高めていくことなどにより、県民への効果的な情報提供を進めていくことが必要である。</p>	